

第 2 期大津市がん対策推進基本計画（案）に対するパブリックコメントでの意見内容と市の考え方

1 原案の公表時期及び意見募集期間

令和 6 年 1 2 月 2 4 日（火曜日）～令和 7 年 1 月 1 4 日（火曜日）

2 結果

意見提出 2 人（10 項目）

項目 番号	該当（関連）箇所		意見内容	市の考え方
1	P2	計画策定の 背景と趣旨	がんが死因の第 1 位となっているのは、事実を記している のであり、「課題」ではないと思います。（課題とは、目指 す姿と現状とのギャップのことと認識しています。） よって、表現を再考されるのが良いと思います。	御意見を踏まえ、下記のとおり表現を修正いた します。 「本市においても、現在、がんは死因の第 1 位 であることから、がんの予防、がんとの共生な どの総合的ながん対策はますます重要となって きます。」
2	P5	SDGs との関係	がん対策は、本人の健康意識の向上だけではなく、医療体 制の構築や行政によるサポート、これらの連携も非常に重 要であることから、SDGs の目標「17. パートナーシップで 目標を達成しよう」を追記してはいかがでしょうか。（ター ゲット 17.17）	御意見を踏まえ、目標 17「パートナーシップで 目標を達成しよう 行政機関と民間企業・医療 機関等の団体が連携し、がん対策に関する取組 を推進します」を追記いたします。
3	指定なし （関連分野 P32～P40、 P78、P114、 P115）	がん治療に ついて	がん治療において、医療機関でのがん種別毎のがん治療実 績（件数）が重要になると思いますので、医療機関に対し て、がん種別毎のがん治療実績（件数）の公表を努力義務 とするよう定めてはいかがでしょうか。このことにより、 患者や家族は気軽に相談することができ、相談体制の整備 や、そこから見えてくる課題の把握に繋がると思います。	医療機関でのがん治療の実績については、医療 法に基づく医療機能情報提供制度において公表 するものとされていることから、本計画におい て治療実績の公表を努力義務とすることは考え ておりません。

項目 番号	該当（関連）箇所		意見内容	市の考え方
4	P79	計画の 基本目標	基本目標１を「がんの予防」、基本目標２を「がんとの共生」とされていますが、がんの種類によっては遺伝子異常に起因するものもあり、予防することができないものもあります。生活習慣の改善等により予防することができるものは取組を進めることが重要であることは当然なのですが、予防できないがんに罹患した人の気持ちを尊重する意味を込めて、基本目標１と基本目標２の順番を変えてはいかがでしょうか。共生を重視することが基本理念の達成に繋がると思います。	国や滋賀県が策定している計画との整合性を図っていることから、原案どおりといたします。
5	P95	がん検診の 受診促進	がんの早期発見・早期治療のために検診の受診は重要ですが、脳腫瘍の場合、通常の間ドックでは発見することが難しく、別途、脳ドックを受ける必要があります。よって、脳ドックの受診補助や受診体制の整備が必要だと思います。	国が定める指針に基づき、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん及び乳がんを対象とした、科学的根拠に基づくがん検診に取り組むこととされており、国や滋賀県の計画においても同様の方針であることから、脳腫瘍に関する間ドックの受診補助や受診体制を整備することは考えておりませんが、御意見として承ります。
6	指定なし （関連分野 P38～P40、 P42、P152）	がん患者の 参画について	計画策定および施策の立案において、がん患者本人の意見を聞き、反映させる場や仕組みづくりをお願いしたいと思います。がん患者本人の声を置き去りにした計画や施策とならないよう、事業評価に本人が参加できるようにするなど、患者本人の参画を推進していただければと思います。	本計画については、大津市がん対策推進委員会で審議いただいております。がん患者等で構成される団体からも、がんに関心された方が委員として参画いただいております。いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

項目 番号	該当（関連）箇所		意見内容	市の考え方
7	P86	受動喫煙の 防止	透明な文字で「No. 14 世界禁煙デー、禁煙週間に関する啓 発」「No. 16 禁煙ポスターの作成・配布（屋内禁煙実施の飲 食店、事業所向け）」と書かれていますが、非常に重要な ので、No. 9, 10 と振り直した上で、文字を黒くして下さい。	御意見を踏まえ、施策 No. 7 を下記のとおり修 正いたします。 「No. 7 イエローグリーンリボン運動、世界禁 煙デー及び禁煙週間の普及啓発」 禁煙ポスターの作成・配布については、禁煙や 受動喫煙の防止の推進に関連する御意見として 承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	P90、P133	成人の喫煙率の 減少	「成人」を「20 歳以上」に変更されたい。18 歳以上と紛ら わしい。	御指摘を踏まえ、「成人」を「20 歳以上」に修 正いたします。
9	P91	「生活習慣の改 善によるがん予 防の取組の推 進」における市 の取組	「市」の取組に、駅前のマナースポットの廃止、民間企業 からの喫煙所の寄付の拒否、大規模スポーツ大会会場の全 面禁煙等を追加して下さい。タバコの煙がダダ漏れの喫煙 所があると、禁煙も受動喫煙の防止も推進することができ ません。社会環境の整備が最も重要です。	禁煙や受動喫煙防止の推進において社会環境の 整備は重要であり、いただいた御意見につい ては、今後の取組の参考とさせていただきます。
10	P93	喫煙マナー	「喫煙マナーを守ります。」について、「マナー」ではな く、「の際の配慮義務」に言い換えて下さい。「マナー」と は意味が曖昧な言葉です。健康増進法 27 条に規定されてい る用語を用いて下さい。	御指摘を踏まえ、「喫煙をする際の配慮義務を 守ります。」に修正いたします。